

【コロナ禍を踏まえた監査役等職務の留意点】

2021年3月公表

2022年2月改訂

一般社団法人 監査懇話会
監査役職務確認書委員会
監査等委員（会）職務確認書委員会

2020年から世界を襲っているコロナ禍は、引き続き予断を許さない状況が続いています。感染症拡大の防止対策を実施する必要がある状況の下では、監査役等が監査活動を行うに当たっても通常時とは異なる対応を求められています。コロナ禍の下、監査方法に制約がある場合、情報収集、調査の範囲、質、量が不十分となり、その結果、監査意見を形成できない、又は適切でない監査意見を形成してしまうおそれがあります。「コロナ禍を踏まえた監査役等職務の留意点」について、以下に記載しますので、参考にしていただくようお願い申し上げます。

I. 監査活動の制約について

1. 制約下における代替的監査方法

コロナ禍ではいわゆる3密（密閉、密集、密接）を避けることが提唱されています。企業では、出社制限、他箇所への訪問制限、国内・海外出張の制限等多くの制約が課せられています。このため、多くの場合、監査役等も従来出席していた対面の重要会議、取締役等との面談、書類・資料の閲覧、内部監査部門・会計監査人との対面会議、国内・海外事業所等への往査などは制約を受けています。

これらの制約があるとしてもITの活用ができる場合、すなわちオンライン会議システムの利用、書類の電子ファイル化、資産等の画像化などを組み合わせて利用することができる場合、代替的監査方法として業務監査、会計監査を進めることが可能です。

ただし、代替的監査方法を実施しても必要十分な情報を入手できることを事前に検討しておく必要があります。オンライン面談回数を複数回実施して対話をていねいに行う、チェックリストの活用や質問数を増やしきめ細かな網羅性のある監査を実行する、などの工夫も必要となります。状況が許す範囲内で、直接の面談、往査などを組み合わせることも効果的と思われます。こうした代替的な監査方法は、地理的制約、時間的制約を取り除くことができるため、監査活動の効率化、実効性確保に活用することが考えられます。当然ながら、情報セキュリティ面では、専門家の意見を確認しつつ、安全性が確保されていることを確認しておきます。

また監査役等は、監査活動に制約を受ける中、内部監査部門、会計監査人との連携、情報交換を引き続き緊密に保つことが重要です。

2. 監査計画の立案又は見直し

監査を進める場合、監査計画を立案します。コロナ禍においては、取締役の運営する事業・業務の方針変更が行われることが多いと考えられます。それに伴い、事業リスク、コンプライアンス・リスク、内部統制リスク、計算関係書類等の虚偽表示リスク等も変化することになりますので、監査における重点事項をあらためて確認した上で、監査計画を立案、見直すことが必要です。

★「監査役職務確認書」p.1 I-1. 監査計画および監査環境

☆「監査等委員（会）職務確認書」p.5 I-2. 監査等委員会の主な決議事項

II. 業務監査

1. 取締役・取締役会の意思決定の監査

取締役が、コロナ禍において、経営方針・事業方針の変更、コロナ対策等を行う場合の意思決定については、原則に立ち戻り、いわゆる「経営判断原則」「取締役及び取締役会等の意思決定の監査の5項目」に基づき監査をしなければなりません。

★「監査役職務確認書」p.8 II-2. 取締役会等の意思決定・監督義務の履行状況の監査

☆「監査等委員（会）職務確認書」p.13 III-2. 取締役会における監督状況の監査

2. 従業員の安全衛生・労働環境に関する監査

新型コロナウイルス感染症拡大を防止しつつ事業を継続する、あるいは一部休業せざるを得ないなどの状況がある中、取締役等は、従業員の労働環境について、安全配慮義務、労働条件の維持や一部変更、雇用継続、賃金水準の維持等を考慮しつつ、コロナ対策を進めなければなりません。不可抗力による場合（国等からの営業自粛の要請等を含む）であっても、使用者側の一方的な自由裁量が許されることはありませんので、こうした課題に対し取締役等が適切に対応しているか、監査役は、監視し必要に応じて助言する必要があります。

(1)労働条件の変更

従業員にとって不利益になる労働条件に変更する場合、次の2点が特に重要です。

- ①労働者の権利を手厚く保護している労働関連法令の規制に抵触していることがないか。
- ②「労働者の個別同意」、「合理的範囲内の就業規則の変更」、又は「労働組合等との労働協約の締結」のいずれかの合法的手続を踏んでいるか。

(2)新型コロナウイルス感染症対策

在宅勤務やテレワークにより人と人との接触頻度を減らすことが求められていますが、事業を継続するに当たっては、出社して現場での活動を行わざるを得ない職種も多々あります。監査役には、取締役や経営幹部による感染予防への対応が適確に実施されているか監視する役割があるといえます。感染予防対策としては、例えば、次のような点がポイントと

なります。

- ①従業員の健康状況の観察
- ②事業所・工場等の清潔保持や換気の実施
- ③消毒用品の準備と配置
- ④密となる会議・行事の制限や禁止
- ⑤安全・健康についての教育・周知、等

また、従業員のメンタル的なストレスを最小限に抑えるために必要な処置としては、以下のような点が考えられます。

- ①実際に感染者が発生したときに備えて対応策を検討しているか
- ②風説流言の発生を防ぐことを考慮しつつ必要な情報を社内・社外に適宜開示しているか
- ③懸念・質問に丁寧に対応しているか、等

(3)在宅勤務

在宅勤務は、通勤時間の削減、交通費・出張旅費等の削減、オフィス経費の削減等、企業側にとってメリットとなる面があります。従業員にとっても、在宅勤務の環境が適切に整う場合には、通勤による時間・体力消耗から解放される、仕事をする時間を自分で自由にコントロールできる、家族との接触時間が増えるなどのメリットが考えられます。一方、人によっては、働くモチベーションや仕事の生産性を低下させることもあります。会社が対応すべき課題としては、例えば、次のような点が考えられます。

- ①在宅勤務環境が整っているか確認する
- ②従業員間及び上司部下の間のコミュニケーション不足を解消する
- ③オンライン接続等ITのセキュリティを確保する
- ④長時間労働・サービス残業の発生を防止する
- ⑤業績評価を適切に行う
- ⑥上司の過剰な指示・干渉を防ぐ
- ⑦孤独感からメンタル面での不調を発生させないように配慮する

従業員に在宅勤務を命じる場合、このような課題解決に取り組むことが必要ですが、同時に従業員にとって不利益な労働条件になる場合があるので上述(1)と同様の手続を踏むことが望まれます。

III. 会計監査における対応

監査役が自ら会計監査を実施する場合も、会計監査人が専門的に会計監査をする場合も、コロナ禍では監査活動に制約を受けますので、I-1. 制約下における代替的監査方法の項で記載したようなIT対応が必要です。

次の各着眼点に特に留意して監査する必要があります。会計監査に業務監査の監査結果を活用することも考えられます。

- ①期末時点で継続企業の前提に疑義が生じていることはないか（債務超過等）。
- ②業績が悪化している場合、経営者が計算関係書類に虚偽表示をする可能性の大小
- ③会計上の見積りを必要とする場合、その前提条件においてコロナ禍の状況やその継続をどのように織り込んでいるか、説明に合理性があるか。
- ④売上高の減少や債権回収遅延が著しい場合、粉飾のおそれがないか、売掛債権残高確認、棚卸資産の評価、固定資産の減損、繰延税金資産の回収可能性等について、代替的手続で監査した後、必要と認めたととき、重点的に追加的監査を実施できたか。
- ⑤会計監査人の監査方法と監査結果の相当性を判断する場合、会計監査人が上記と同様の着眼点で監査を実施しているか。

★「監査役職務確認書」p.24 III-1. 会計監査人非設置会社の会計監査、III-2. 会計監査人設置会社の会計監査

☆「監査等委員（会）職務確認書」p.17 IV. 会計監査

IV. 監査報告、株主総会等への対応

1. 監査役等監査報告の内容

監査報告を作成する際は、代替的監査方法を実施している場合、次の点に留意します。

- ①従来の監査方法が適用できず代替的な監査（往査で訪問せずオンラインによる監査等）を実施した場合、「監査の方法及びその内容」にその旨記載することが望ましい。
- ②従来の監査方法が適用できず代替的な監査を実施したが、監査役として「コロナ禍の影響の下、監査のための必要な調査が（一部）できなかった」と判断した場合は、その旨、及びその理由を「監査の方法及びその内容」に記載することが望ましい。
- ③「監査の方法及びその内容」において、「監査のための必要な調査が一部できなかった」と判断したとしても、その影響が、全体的な監査意見を形成することに著しい影響を及ぼしていない限り、「監査の結果」においては、「指摘すべき事項はありません。」などと記載してさしつかえないと考えられる（取締役の不正、不適切な行為があった場合は除く）。
なお、日本監査役協会 2021 年 2 月 26 日公表の次の文書も参考になります。

「監査上の主要な検討事項（KAM）及びコロナ禍における実務の変化等を踏まえた監査役等の監査報告の記載について」

2. 株主総会への対応

定時株主総会の開催手続、運営に関して、オンライン開催（バーチャル株主総会、ウェブ配信）、継続会の開催等について、法務省、経産省、金融庁等の発出文書がある場合は、それに従うことができます。

★「監査役職務確認書」p.29 IV-1. 監査調書の作成/監査内容等の報告・通知、

IV-2. 監査報告の作成・通知、IV-3. 提出議案の調査/株主総会への報告・説明等

☆「監査等委員（会）職務確認書」p.20 V. 監査報告 以上